

# 島根海区漁業調整委員会事務局だより

第 14 期第 3 回島根海区漁業調整委員会が、平成 24 年 12 月 17 日（月）に松江市の松江東急インで開催されました。

以下の議題について協議等が行われました。

## （１）島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について （諮問）

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県の管理計画を定めています。

今般、国より平成 25 年漁期のマイワシ、マアジ、スルメイカに係わる国の漁獲可能数量が決定され、島根県への配分量が示されました。国が決定した平成 25 年の漁獲可能量の特徴は、マイワシの資源状況を反映し、マイワシに具体的な数量が決定されたことです。

この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得ており、国の承認を得て、県の計画として公表される見込みです。

### 県の管理計画の変更の概要

① 「1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針」への追記

（２）にマイワシ資源の近年の資源状況等を踏まえ、「近年若干の資源の回復傾向がみられるものの」等を追記

② マイワシ、マアジ、スルメイカを平成 25 年漁期（平成 25 年 1 月～平成 25 年 12 月）の配分量に変更

マイワシ 若干→28,000 トン〔中型まき網再配分量 若干→27,000 トン〕

マアジ 38,000 トン→34,000 トン〔同上 35,000 トン→31,000 トン〕

スルメイカ 若干→若干

→…今回の変更

	平成 25 年 1 月～12 月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成 25 年 7 月～平成 26 年 6 月まで）の知事管理量
まいわし	28,000 トン〔中型まき網再配分量：27,000 トン〕
まさば及びごまさば	22,000 トン〔同上：21,000 トン〕
まあじ	34,000 トン〔同上：31,000 トン〕
するめいか	若干
ずわいがに	若干

③ 「4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策関係」の記載事項を削除

(2)に記載されている内容について、近年の資源動向等を踏まえて以下の記載(2カ所)を削除

「特にまいわしについては資源状態が悪化している漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。」

## (2) 島根海区における漁場計画素案について(協議)

平成25年9月の漁業権の一斉切替えに向け、県知事が策定する漁場計画の素案が協議されました。

対象魚種の資源状況、資源管理の必要性、当該漁業の操業実態等かを考慮し、素案が作成されています。

素案概要は以下のとおりです。

### 共同漁業権

第一種共同漁業権 →39件

第二種共同漁業権 →34件

第三種共同漁業権 →5件

○新規漁場、廃止漁場なし。

○第一種共同漁業権について、大田市のほんだわら、江津市のいわがき追加要望は漁業依存度が低いことから漁場計画に取り込まない。浜田市のひじきについては行使実態がなく、削除。

○第二種共同漁業権について、操業実態のある大田市のばいかごづけ漁業等を追加、大田市の雑魚小型定置漁業を周年化に変更

### 定置漁業権 19件

○浜田市にブリ・雑魚定置網を新規に計画

### 区画漁業権

第一種区画漁業権

藻類 →32件

貝類 →8件

魚類 →2件

○松江市美保関にわかめ養殖、ひおうぎがい、いわがき垂下式養殖を新規に計画

○松江市加賀のわかめ養殖、あわび養殖については行使実態がないため廃止

委員から出された主要な意見

▽新規に予定されている定置網については、従前より地元調整が問題になった海域である。地元の調整を細やかに行ってほしい。

→十分な地元調整をする。

▽ J F しまね各支所の運営委員会等で漁業者等の要望に漏れがないように確認が必要。

→この素案を支所等に送付し、漏れがないか確認のうえ、関係機関協議を行いたい。

### (3) 日韓漁業共同委員会の結果報告について(報告)

日韓両国間の EEZ 内における操業条件を決定する日韓漁業共同委員会(以下、共同委員会)は、下部組織である小委員会で事前協議が整った後(例年であれば 2 月中旬に終了)開催されます。

平成 24 年においては、小委員会での事前協議が平成 24 年 1 月から 10 月まで整わず、共同委員会が開催できない状況にありました。10 月 26 日に小委員会の事前協議が時間を要したものの整い、10 月 29 日に共同委員会を開催、2012 年漁期の操業条件の合意がされています。

合意内容の概要は以下のとおり。

#### 相互入漁の操業条件

- ① 2012 漁期(2012 年 3 月～2013 年 2 月)の EEZ 内の相手国総漁獲割当量は 60,000 トン、総許可隻数 870 隻(ともに前年同)
- ② 2013 年漁期から、漁期を「7 月から翌年 6 月まで」に変更
- ③ 「日韓操業規制検討協議会」の設置

#### 日本海暫定水域における資源管理等

- ① 海底清掃事業の維持・拡大
- ② 資源調査・評価に関するロードマップの作成のため協議会を適切に指導
- ③ 韓国政府は浜田沖及び隠岐北方水域に漁業指導船各 1 隻を常時配置(10 月～翌 3 月)
- ④ 漁業指導船は漁具実名制の実施状況を確認

### (4) クロマグロ漁業管理強化について(報告)

近年、国際社会においては、クロマグロの資源管理に高い関心が集まっています。このような背景を受け、クロマグロ漁業の管理強化に関し農林水産大臣や広域漁業調整委員会指示が出されています。

本委員会で、概要が報告されました。

- ① クロマグロを漁獲する自由漁業の届出制及び漁獲実績報告の義務化  
→本県では曳き縄漁業が届出の対象
- ② クロマグロを主たる漁獲物とする定置漁業の免許数の抑制
- ③ クロマグロ養殖業を内容とする養殖場の新規設定の制限  
→隠岐海区にクロマグロ養殖が 1 件あり、従前どおりの養殖が可能

**お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950**